

広島県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第千十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六二五号福山駅箕島線

三 事業施行期間

平成十七年二月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし